

# 地域未来投資促進法を活用した民間開発事業の流れ

➤ 開発は、民間事業者が主体となって実施します。

市は、必要書類の作成や、国・県との協議・調整等、民間事業者の伴走支援を行います。

【市】  
事業者の募集

【県・市】  
基本計画の策定  
※重点促進区域設定

【市】  
土地利用調整計画  
の策定

【事業者】  
地域経済牽引事業計画  
の策定

【事業者】  
**事業着手**

○ 民間開発事業の募集開始 ・ 2025年1月から募集開始!!!

事業者 事業計画について市へ相談

伴走支援スタート

県・市 応募事業ごとに関係機関と協議し、県基本計画の変更手続き(重点促進区域の設定)を行う  
・ 基本計画の国の同意は3月、6月、9月、12月の年4回

市 土地利用調整計画を作成し、県の同意を得る

事業者 地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を得る

市街化調整区域の開発・農地転用が可能に

事業者 用地取得、農地転用、開発許可等の手続

➡ **造成工事着手**